

# 北海道循環型社会形成の推進に関する条例

平成20年10月14日  
北海道条例第90号

## 目次

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 循環型社会の形成に関する基本的施策（第7条 - 第13条）

第3章 循環型社会の形成を推進するための施策

第1節 廃棄物等の発生及び排出の抑制並びに循環資源の循環的な利用の促進（第14条 - 第18条）

第2節 循環型社会の形成に寄与する産業の振興（第19条）

第3節 バイオマスの循環的な利用及び活用の推進（第20条 - 第22条）

第4章 廃棄物等の道内における処理（第23条 - 第30条）

第5章 産業廃棄物の適正な処理の推進（第31条 - 第35条）

第6章 廃棄物の処理施設の設置に係る手続等（第36条 - 第38条）

第7章 雑則（第39条・第40条）

第8章 罰則（第41条・第42条）

## 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）第3条の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関し、道等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項及び産業廃棄物の処理に関する規制その他必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図り、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 循環型社会 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第2条第1項に規定する循環型社会をいう。

- (2) 廃棄物等 循環基本法第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
- (3) 循環資源 循環基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (4) 循環的な利用 循環基本法第2条第4項に規定する循環的な利用をいう。
- (5) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (6) バイオマス 動植物に由来する有機物(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)であって、廃棄物等であるものをいう。

#### (道の責務)

第3条 道は、北海道環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 道は、市町村が当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 道は、第1項の施策の実施に当たり、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、循環基本法第9条に規定する基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。

2 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環

的な利用が行われることを促進し、及びその適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 バイオマスを排出する事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、排出したバイオマスを自ら利用しない場合において、他の者がそのバイオマスを利用し、又は活用しようとするときは、当該他の者に提供する等バイオマスの利用又は活用に資する取組に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、バイオマスの利用により生産された製品等の利用を促進する取組に協力するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動に際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、道が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。  
(道民の責務)

第5条 道民は、基本原則にのっとり、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること、循環資源が分別して回収されることに協力すること等により、製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するよう努めるものとする。

2 道民は、基本原則にのっとり、家庭内において発生した生ごみ等のバイオマスについて、そのバイオマスを循環資源として利用し、又は活用しようとする取組に協力するよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、道民は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に資する取組を自ら行うよう努めるとともに、道が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

(適切な役割分担等)

第6条 道、事業者及び道民は、国、道、市町村、事業者及び道民の適切な役割分担の下に、適正かつ公平な負担による循環型社会の形成のために必要な措置を行わなければならない。

## 第2章 循環型社会の形成に関する基本的施策

( 循環型社会形成推進基本計画 )

第7条 知事は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針

(2) 循環型社会の形成に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

( 循環型社会の形成に関する施策の基本事項 )

第8条 道は、次に掲げる事項を基本として循環型社会の形成に関する施策を推進するものとする。

(1) 廃棄物等の発生及び排出の抑制並びに循環資源の循環的な利用の促進

(2) 循環型社会の形成に寄与する産業の振興

(3) バイオマスの循環的な利用及び活用の推進

(4) 廃棄物等の適正な処理の推進

( 率先行動の促進 )

第9条 道は、道が行う事務及び事業等について自ら率先して再生品の使用その他の循環型社会の形成に資する取組を行うとともに、道民及び事業者が率先して循環型社会の形成に関する活動を行うよう情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

( 循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等 )

第10条 道は、循環型社会の形成の推進を図るためには事業者及び道民の理解及び協力を得ることが欠くことのできないものであることにかんがみ、学校、地

域及び家庭等における循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第11条 道は、廃棄物等の発生及び排出並びに循環資源の循環的な利用及び処分  
の状況に関する調査その他の循環型社会の形成に関する施策の策定及び実施に  
必要な調査を実施するよう努めるものとする。

2 道は、循環型社会の形成に資する研究及び技術開発の推進に努めるものとする。

(事業者等への支援等)

第12条 道は、事業者等が実施する循環型社会の形成に資する研究及び技術開発  
に対して助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 知事は、産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理の促進等循環型社会の形成  
に顕著な功績があった事業者等に対し顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第13条 道は、循環型社会の形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の  
措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 循環型社会の形成を推進するための施策

#### 第1節 廃棄物等の発生及び排出の抑制並びに循環資源の循環的な利用 の促進

(廃棄物等の発生及び排出の抑制)

第14条 道は、事業者がその事業活動に際して、原材料を効率的に利用すること、  
繰り返し使用することが可能な容器等を使用すること等により原材料等が廃  
棄物等となることを抑制するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるも  
のとする。

2 道は、道民が製品をなるべく長期間使用すること、商品の購入に当たって容  
器等が過剰に使用されていない商品を選択すること等により製品等が廃棄物等  
となることを抑制するよう、知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとし  
る。

3 道は、製品、容器等が廃棄物等となることの抑制又は製品、容器等が循環資  
源となった場合において適正かつ円滑に循環的な利用若しくは処分に資する行

為が行われることを促進するため、第11条の規定に基づき適切かつ公平な経済的な負担を課するための必要な措置を講じた場合における効果、道内の経済に与える影響等を調査し、及び研究するとともに、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置)

第15条 道は、事業者が、その事業活動において発生した循環資源について、自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われることを促進し、又は循環的な利用が行われない当該循環資源について、適正に処分するよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、道民が、循環資源について適正に循環的な利用及び処分を行うよう、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(再生品の認定等)

第16条 道は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、道内で製造された再生品又は道内で開発された技術を用いて製造された再生品であって、その普及が循環資源の循環的な利用の促進に資すると認められるものの認定に係る制度の普及に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境物品等の調達)

第17条 道は、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下この条において同じ。)の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する方針(以下この条において「方針」という。)を定めるものとする。

2 方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(2) 重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等の調達の推進に関する基本的事項

3 知事は、方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、方針の変更について準用する。

5 道は、方針に基づき、自ら環境物品等の調達を行うものとする。

(産業廃棄物処理業者の育成)

第18条 道は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、次に掲げる要件を満たす産業廃棄物処理業者(廃棄物処理法第12条第3項の規定による産業廃棄物の運搬又は処分の委託を受けることができる者及び廃棄物処理法第12条の2第3項の規定による特別管理産業廃棄物の運搬又は処分の委託を受けることができる者をいう。)を育成するよう努めるものとする。

- (1) 廃棄物処理法その他関係法令の規定による不利益処分(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第4号に規定する不利益処分をいう。)を5年以上受けていないこと。
- (2) 事業の内容、事業の用に供する施設、産業廃棄物の処理の実績、財務に関する状況等の情報を公開していること。
- (3) 環境保全のための取組を積極的に行っていること。

#### 第2節 循環型社会の形成に寄与する産業の振興

第19条 道は、道内の循環資源の循環的な利用を推進するため、道民、事業者、これらの者の組織する団体、大学、試験研究機関、国及び市町村との連携の下、再生品の使用の促進等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業の振興を図るものとする。

#### 第3節 バイオマスの循環的な利用及び活用の推進

(バイオマスの循環的な利用の推進)

第20条 道は、道内に存在する豊富なバイオマスの循環的な利用を推進するため、バイオマスを活用して得られるエネルギーの利用の促進、バイオマスの再資源化(バイオマスを製品の原材料若しくは製品の一部として利用すること又はエネルギーを得ることに利用することができる状態にすることをいう。)の促進、バイオマスを利用した再生品の使用の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(連携の推進)

第21条 道は、地域の特性及びバイオマスの特性に応じたバイオマスの循環的な利用及び広域的な処理の推進を図るため、バイオマスに係る道民、事業者、これらの者の組織する団体、大学、試験研究機関、国及び市町村との連携、地域間の連携並びに道内及び道外のバイオマスに係る事業者等の連携の推進

に努めるものとする。

(普及啓発の促進)

第22条 道は、バイオマスの適正かつ効率的な利用を図るため、バイオマスに関する第11条第1項の調査の結果並びに同条第2項の研究及び技術開発の成果をバイオマスに関係する事業者等に提供し、並びにバイオマスの収集、運搬、加工及び利用の方法について普及啓発に努めるものとする。

#### 第4章 廃棄物等の道内における処理

(廃棄物等の道内処理の原則)

第23条 事業者は、その事業活動に伴って道内で発生した廃棄物等について、循環型社会の形成の推進を図るため、道内において循環的な利用及び適正な処理(廃棄物処理法第1条に規定する分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をいう。以下この章において同じ。)を行うよう努めなければならない。

(道外産業廃棄物の搬入事前協議)

第24条 道外において産業廃棄物を排出した事業者又は道外において中間処理産業廃棄物(廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。以下この項において同じ。)を排出した同条第3項に規定する中間処理業者(以下これらを「道外排出事業者等」という。)は、道外において排出された産業廃棄物又は中間処理産業廃棄物(以下これらを「道外産業廃棄物」という。)の処理(委託により行われるものを含む。以下この章において同じ。)を道内において行おうとするときは、次に掲げる事項について、当該道外産業廃棄物の道内への搬入(以下単に「搬入」という。)の開始の日の60日前までに、道外産業廃棄物の種類ごとに、規則で定めるところにより、書面で知事に協議しなければならない。

- (1) 道外産業廃棄物の種類、数量及び性状、搬入の期間並びに運搬の経路
- (2) 道外産業廃棄物の処理の内容
- (3) 生活環境の保全のために講ずる措置の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、道外産業廃棄物の処理を道内の次に掲げる施設において行おうとするときには、適用しない。

- (1) 廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた者が設置した当該再生



利用の用に供する施設

(2) 廃棄物処理法第15条の4の3第1項の認定を受けた者が当該認定に係る処理を行う施設

(3) 道が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第7条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画をいう。）に基づく同法第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理するための施設

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める施設

3 第1項第1号の搬入の期間は、搬入の開始の日から1年以内とする。

4 知事は、第1項の規定による協議を受けたときは、当該協議の内容が、次の各号のいずれにも適合することを確認の上、その結果を当該道外排出事業者等に通知しなければならない。

(1) 道が策定した廃棄物処理法第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画に定められた廃棄物の処理量の見込み及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的な事項について、当該廃棄物処理計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものであること。

(2) 専ら道内で循環的な利用を行うための処理であること。

(3) 道外産業廃棄物を排出した事業場から処理を行う道内の施設までの当該道外産業廃棄物の運搬の経路が明確であること。

(4) 道外産業廃棄物の運搬における飛散及び流出の防止の措置、悪臭、騒音及び振動の発生の防止の措置その他の生活環境の保全のための必要な措置を講じていること。

(5) 道外産業廃棄物の運搬における積替え、一時的な保管等により、道外排出事業者等を特定できなくなるおそれがないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の場合において、知事は、当該道外排出事業者等から委託を受けて道外産業廃棄物の処理を行う産業廃棄物処理業者等（廃棄物処理法第14条第1項又は第6項の許可を受けた者、廃棄物処理法第14条の4第1項又は第6項の許可を受けた者及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号又は第10条の3第2号の指定を受けた者をいう。）（以

下「受託産業廃棄物処理業者等」という。)及び関係市町村長に協議を受けた内容及び前項の確認の結果を通知するものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による協議に必要な事項は、規則で定める。
- 7 道外排出事業者等は、第1項の規定により協議した内容を遵守し、当該道外産業廃棄物を処理しなければならない。
- 8 受託産業廃棄物処理業者等は、第5項の規定により通知を受けた内容に従って道外産業廃棄物を処理しなければならない。

(協議の内容の変更)

第25条 前条第4項の規定による通知を受けた道外排出事業者等は、当該通知に係る協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、書面で知事に協議しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

- 2 前条第4項から第8項までの規定は、前項の規定による協議について準用する。
- 3 前条第4項の規定による通知を受けた道外排出事業者等は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(道外産業廃棄物の搬入及び処理の実績に係る報告)

第26条 道外産業廃棄物の搬入をした道外排出事業者等は、その搬入及び処理の実績について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(勧告)

第27条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、道外排出事業者等又は受託産業廃棄物処理業者等に対し、当該道外産業廃棄物の搬入又は処理の中止、搬入又は処理の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 当該道外産業廃棄物の搬入又は処理が、第24条第4項各号(第25条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに適合しないとき。
- (2) 当該道外産業廃棄物の搬入又は処理により、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認めるとき。

(3) 道外排出事業者等が第24条第7項（第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるとき。

(4) 受託産業廃棄物処理業者等が第24条第8項（第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるとき。

(5) その他不適正な処理が行われるおそれがあると認められるとき。

（道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況の公表）

第28条 知事は、毎年度、規則で定めるところにより、前年度における道外産業廃棄物の搬入及び処理の状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（道外産業廃棄物の搬入又は処理に係る報告の徴収）

第29条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、道外排出事業者等又は受託産業廃棄物処理業者等に対し、道外産業廃棄物の搬入又は処理に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（道外産業廃棄物の搬入又は処理に係る立入検査）

第30条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、道外排出事業者等又は受託産業廃棄物処理業者等の事務所若しくは事業場、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を保管している場所、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第5章 産業廃棄物の適正な処理の推進

（産業廃棄物を保管する場所の届出）

第31条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所において自ら保管しようとするときは、保管の場所ごとに、当該保管の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、知事に

届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該保管の場所の面積が300平方メートル未満の場合

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める場合

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、その日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。同項の規定により届け出た場所における産業廃棄物の保管を廃止したときも、同様とする。

(委託した処分の状況の確認及び記録等)

第32条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処分(再生を含む。以下この条及び第39条第2項第1号において同じ。)を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法第14条第6項の許可を受けた者及び廃棄物処理法第14条の4第6項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)に委託するときは、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る処分の実施の状況その他の規則で定める事項を確認し、その結果を記録しなければならない。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定による記録を保存しなければならない。

- 3 事業者は、第1項の委託に係る産業廃棄物について、産業廃棄物の不適正な処分が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該委託を受けた産業廃棄物処分業者に対する是正の指示その他の当該産業廃棄物の適正な処分のために必要な措置を講ずるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処分の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。

(土地の適正な管理等)

第33条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の適正な管理に努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地(以下「所有地等」という。)を他の者に使用させ、又は管理させるときは、その所有地等において当該他の者(以下「使用者等」という。)が産業廃棄物の不適正な処理を行わないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 土地所有者等は、その所有地等において、使用者等によって産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合には、当該使用者等への警告その他の産業廃棄物の処理が適正に行われるようにするための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報しなければならない。

(産業廃棄物の保管に係る報告の徴収)

第34条 知事は、第31条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、産業廃棄物の保管に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(産業廃棄物の保管に係る立入検査)

第35条 知事は、第31条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いがある物を保管している場所、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 第30条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第6章 廃棄物の処理施設の設置に係る手続等

(特定施設設置等予定者の責務)

第36条 産業廃棄物の最終処分場、産業廃棄物の焼却施設その他の廃棄物の処理施設で規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)の設置又は規則で定める変更(以下「設置等」という。)をしようとする者(国、道、市町村その他規則で定める者を除く。以下「特定施設設置等予定者」という。)は、当該特定施設の周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び立地上配慮すべき事項として規則で定める事項に十分配慮するとともに、当該特定施設の周辺の住民であって、施設の種類ごとに規則で定める範囲に居住するもの(以下「周辺住民」という。)の理解を得るように努めなければならない。

(事業計画書の提出等)

第37条 知事は、特定施設設置等予定者に対し、特定施設の設置等について、あ

らかじめ、特定施設の種類及び設置の場所、特定施設において処理する廃棄物の種類、周辺地域における生活環境の保全に関する事項、立地上配慮する事項、周辺住民の理解を得るために講ずる措置その他必要な事項を記載した事業計画書の提出を求めるものとする。

2 知事は、前項の事業計画書の提出を受けたときは、当該事業計画書を提出した特定施設設置等予定者に対し、周辺地域の生活環境の保全に関する事項、立地上配慮する事項及び周辺住民の理解を得るために講ずる措置に関する事項についての意見を書面により述べることができる。

3 特定施設設置等予定者は、前項の規定により意見が述べられた場合は、当該意見を勘案して講じた措置について、書面により知事に報告するものとする。

（環境保全に関する協定の締結）

第38条 特定施設設置等予定者は、当該特定施設の設置等に関し、周辺住民又は関係市町村長から、生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、これに応ずるよう努めなければならない。

2 知事は、周辺住民又は関係市町村長が前項の協定の締結をしようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

## 第7章 雑則

（適用除外）

第39条 第31条、第34条及び第35条の規定は、札幌市、函館市又は旭川市の区域（以下「適用除外区域」という。）における産業廃棄物の保管については、適用しない。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。

(1) 第32条 適用除外区域において排出した産業廃棄物に係る処分を委託した事業者

(2) 第33条 適用除外区域に所在する土地の土地所有者等

3 前章の規定は、適用除外区域における特定施設の設置等については、適用しない。

（規則への委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 8 章 罰則

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条第 1 項又は第25条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 書面に虚偽の記載をすることその他不正な手段により第24条第 1 項又は第25条第 1 項の規定による協議をして、道外産業廃棄物の搬入をした者
- (3) 第29条又は第34条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく資料の提出をしなかった者
- (4) 第30条第 1 項又は第35条第 1 項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 第31条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 4 章及び第 8 章（第 4 章の規定に係る部分に限る。）並びに次項の規定  
平成21年 4 月 1 日
- (2) 第 5 章、第 6 章、第39条及び第 8 章（第 4 章の規定に係る部分を除く。）  
並びに附則第 4 項から第 8 項までの規定 平成21年 7 月 1 日
- (3) 附則第 3 項の規定 平成21年 6 月 1 日

( 経過措置 )

2 第24条の規定は、平成21年 7 月 1 日以後の道外産業廃棄物の搬入について適用する。

3 平成21年 7 月 1 日以後に適用除外区域以外の区域において産業廃棄物の保管を行おうとする事業者は、同年 6 月 1 日以後、第31条第 1 項の規定の例により、産業廃棄物を保管する場所の届出を行うことができる。

4 第 5 章の規定の施行の際現に適用除外区域以外の区域において、その事業活

動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所において自ら保管している事業者は、第31条第1項各号に掲げる場合を除き、保管の場所ごとに、平成21年9月30日までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出をした者は、第31条第1項の規定による届出をした者とみなす。

6 附則第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

8 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める行為については、第37条の規定は、適用しない。

(1) 第6章の規定の施行の際現に廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けている者 当該許可に係る特定施設の設置等

(2) 平成21年7月1日前に廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可に係る申請をし、第6章の規定の施行の際、許可又は不許可の処分を受けていない者 当該申請に係る特定施設の設置等

(3) 第6章の規定の施行の際現に第37条第1項の事業計画書と同等の内容の書類が提出されているものと知事が認めた者 当該書類に係る特定施設の設置等

(検討)

9 知事は、この条例の施行後5年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(北海道公害防止条例の一部改正)

10 北海道公害防止条例(昭和46年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5款 産業廃棄物等の処理(第53条・第54条)」を「第5款 削除」に改める。



第4章第1節第5款を次のように改める。

第5款 削除

第53条及び第54条 削除